

## (保有個人データに関する事項の公表)

### 個人情報及び特定個人情報の取扱いについて (保有個人データに関する事項の公表)

千葉進研株式会社は、「個人情報及び特定個人情報保護方針」に基づき、当社が事業の用に供する個人情報及び特定個人情報等を次の通り取扱います。

#### 1.個人情報及び特定個人情報等の利用目的

##### (1)直接書面により取得した個人情報の利用目的

対象者	利用目的
お客様	当社、①青少年の進学指導及び学習塾の経営、②書籍文房具の販売及び③前項に付帯関連する一切の業務におけるお申込みいただいた商品・サービスの提供、代金回収、アフターサービス、お役に立つ情報のご案内（同意いただいた場合は電子メールを含む）
お取引先	業務推進のための連絡のため
従業員及び採用応募者	採用選考、人事労務管理、および 個人番号については、個人番号法で定められた事務のため
お問合せ	お問合せ対応

##### (2)直接書面以外の方法によって取得した個人情報の利用目的

業務内容	利用目的
受託業務	塾事業における受託業務を処理するため

##### (3)当社は個人情報を以下の場合を除き、第三者に開示又は提供いたしません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 法令などで認められた場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

#### 2.個人情報及び特定個人情報等のお問い合わせ、開示等手続きについて

(1) ご本人またはその代理人が、個人情報及び特定個人情報等に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）を要求される場合には誠実に対応いたします。

(2) お問い合わせに際し、ご本人またはその代理人であるかを確認する場合があります。

(3) ご本人または、その代理人としてのご本人確認が取れない場合は、お問い合わせ、開示等のご要望に応じられない場合があります。

(4) ご本人またはその代理人からの個人情報及び特定個人情報等の開示請求、当社からの個人情報の開示回答は合理的期間内に回答させていただきます。

#### 【開示等の手続きの方法】

- (1) 下記の相談窓口までメール又は、お電話でご連絡ください。
- (2) 当社指定の「個人情報開示等申請書」をご送付いたしますので、必要事項をご記入ください。
- (3) 運転免許証の写しなどの本人確認を添付いただき、本人確認させていただきます。
- (4) 代理人からのお問合せの場合、委任状と本人確認書類のコピーをもって代理人であることを確認させていただきます。「個人情報開示等申請書」にご同封ください。
- (5) お問合せは、「個人情報開示等申請書」により郵送で承っております。
- (6) 「個人情報開示等申請書」によりいただいた個人情報は、お問合せいただいたお客様との連絡及び本人確認に使用いたします。それ以外の目的では使用いたしません。いただいた書類は、開示等のお求めに対するご回答が終了した後、1年間保存し、その後破棄させていただきます。

\* 特定個人情報の開示等の手続きについては、上記と同様としますが、番号法順守の観点から、開示可能かどうかの判断を特定個人情報保護管理者が行った上開示いたします。

#### 【「開示等の求め」に対する送料の負担と徴収方法】

「開示等の求め」を行う場合の費用は、1回の申請ごとに、800円の送料をご負担いただきます。800円分の郵便切手を申請書類にご同封下さい。

個人情報及び特定個人情報等の開示等及び苦情・相談の窓口

お問い合わせ先：千葉進研株式会社 個人情報問合せ窓口

E-Mail：info@chibashinken.co.jp

TEL：043-252-8181

FAX：043-290-1219

郵送：〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台 6-15-3

#### 3. 認定個人情報保護団体について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会（JAPHIC）の対象事業者です。

①認定個人情報保護団体の名称：日本個人・医療情報管理協会

「個人情報相談センター（JAPHICセンター）」

②苦情解決の申し出先：

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-3-15 元町館 2F

<https://japhic.or.jp/office/complain/>

incident@japhic.or.jp

受付時間：月曜日～金曜日 10:30 ～ 17:30

（年末年始、その他所定の休日を除く）

以上